

人権デューデリジェンス 2021 実施状況について

世界の様々な地域で多岐に渡る事業活動を展開する伊藤忠商事グループにとり、人権の尊重・配慮は重要課題です。当社では 2021 年度に、労働者の労働安全や周辺住民への配慮が欠かせない鉱山開発や鉱物トレードを事業領域とする金属カンパニーを網羅的にアセスメントし、ステークホルダーの人権に実際または潜在的に負の影響を及ぼす可能性がある商材を選定の上、人権デューデリジェンスを実施しました。

■ 人権デューデリジェンス実施概要

◇実施手順：第三者機関の協力を得て

- ① 各種文献調査や営業部署へのインタビュー調査等をベースに、金属カンパニーの事業活動において、ステークホルダーの人権に実際又は潜在的に負の影響を及ぼす可能性がある、商材及びその商材の調達国を把握し、優先的に調査すべきビジネスと対象国を選定。（第 1 スクリーニング）
- ② 第 1 スクリーニングで選定したプロジェクト商材やトレード商材のサプライヤーへのアンケート調査を実施。調査に対する回答分析結果をもとに、人権リスクの具体的な状況について確認が望まれるサプライヤーを、より詳細な調査を行うべきエンゲージメント対象として選定。（第 2 スクリーニング）（注 1）
- ③ エンゲージメント対象先へのインタビューを実施（Covid-19 の影響により、リモート面談を実施）。
- ④ 上記調査結果をもとに、調査対象に関する人権リスクの現状を把握し、今後の対応方針を協議。

（注 1）本文における「プロジェクト」は投資事業を指し、「プロジェクト」「トレード」の両方を含む事業者の総称を「サプライヤー」とする。また「プロジェクト商材」、「トレード商材」という表現は商材自体を指し、それら両方を含む総称を「商材」とする。

◇実施範囲：金属カンパニーのプロジェクト・トレード全般

	対象商材数			対象サプライヤー数		
	合計	プロジェクト	トレード	合計	プロジェクト	トレード
金属カンパニー全商材リストアップ	64 商材	(10)	(54)			
サプライヤーへのアンケート調査実施 （第 1 スクリーニング後アンケート）	13 商材 （注 2）	(6)	(7)	19 社	(5)	(14)
サプライヤーへの詳細調査 （第 2 スクリーニング後詳細調査）	4 商材	(3)	(1)	4 社	(3)	(1)

（注 2）金属カンパニーのプロジェクト・トレード全般（64 商材）の 20%をカバー

第 1 スクリーニングによる選定ビジネスと対象地域

対象	プロジェクト	トレード
取扱商材	石炭・アルミ・鉄鉱石・プラチナ・ニッケル	石炭・金属ケイ素等
対象国・地域	東南アジア、南米、南アフリカ	アジア全域
調査対象とした 人権リスク指標	強制労働、児童労働、差別、結社の自由と団体交渉権、 土地の問題、労働時間・賃金、労働安全衛生、コミュニティへの負の影響（先住民の権利侵害、施設の警備担当者が引き起こす問題を含む）、水と衛生 （注 3）	
調査実施先	調査対象地域に所在するプロジェクト	調査対象地域に所在する 1 次取引先

（注 3）太字 4 つの人権リスク指標は、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言の中核的労働基準

■調査実施状況ならびに把握した課題

- 本人権デューデリジェンスにおいて、人権侵害や安全・人への健康影響が既に発生している、あるいは顕在化が直ちに懸念される人権課題として特定された事項はありませんでした。
- しかしながら、今後、人権課題となる可能性のある発見事項（モニタリングが推奨されるレベル）として下記 2 件がありました。：

(1) 繁忙期の時間外労働

調査を実施した取引先で、労働者の休暇が重なる繁忙期には時間外労働を含む労働時間が最大 16 時間/日（所定労働時間：8 時間）になるケースが発生していることを確認しました。労働者の希望時期に休暇が取得可能な状況であることには一定の評価ができますが、そのしわ寄せとして残業が必要な労働者が生じることについては、労働者の労働安全衛生の観点からは配慮が望まれる状況と考えます。

よって年次の健康診断等を通じた、従業員の心身の健康状態の観察・配慮や、人材確保による労働負荷の分散化に向けた最善策の検討が必要であり、引き続きモニタリングにあたりたいと考えています。

(2) 地域住民からの通報窓口の明確化

調査を実施した複数の取引先で、操業上の採掘に関して先住民を含む地域住民や行政に対する説明機会を設けるなど、地域住民からの相談に対するコミュニケーションをとっていることが確認できたものの、相談窓口や苦情処理窓口が明確になっていない、あるいは導入されたシステムの運用が開始されたばかりとの傾向がありました。

当社では、採掘セクターにおける先住民を含む地域住民の権利の尊重は大変重要とみなし、こうした窓口の存在を地域住民が認識し、積極的に利用できる環境が整っていることが重要と考えます。

当社でもステークホルダーを含む一般の方向けの問合せ窓口を設けていますが、当該国のサプライチェーンの地域住民の方々が、母国語で相談を寄せやすいよう、現地直接取引先とともに、グリーバンスメカニズムの運用状況と寄せられた声について継続的に確認・対話しながら、当該国毎に有効なグリーバンスメカニズムの構築に向けて、最善策を検討していきます。

■今後の対応方針

当社グループでは、今後も人権課題を早期に特定し、真摯に対処・対応すべく、上記の人権デューデリジェンス実施先を、サプライチェーン・サステナビリティ調査の実施対象先に含めることとします。従来の調査項目に人権リスクに対する追加調査項目を加える、或いは発見事項に関し面談時に状況を確認する等、継続的にフォローしていきます。

なお、今回のデューデリジェンスでは Covid-19 の感染拡大影響により、リモート面談を実施したため、現地での書類の確認やワーカーズインタビューが実施できず、担当職員に対するインタビューに制限されています。そのため、今後はより確実にリスク要因の確認およびリスク低減に努めるべく、訪問調査を実施する予定です。

また、他のカンパニーの事業活動領域に対しても人権デューデリジェンスを順次推進していきます。

／以上